

人材紹介事業者のウェブサイト掲載基準

- (1) 都内に活動拠点があること。
 - (2) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。
 - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
 - (4) 企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
 - (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。
 - (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
 - (7) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
 - (8) 職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過していること。
 - (9) 職業紹介事業に関連する法令（別表参照）を遵守していること。
 - (10) 職業紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、過去3年以内に行政処分（業務改善命令、業務停止命令）を受けていないこと。
 - (11) グローバル人材に対する成約実績^(※)を5件以上（過去3か年平均）有していること。
 - (12) 海外（アジア諸国）1か国以上で職業紹介取扱ができること。（集計は法人単位で可）
- ^(※)海外に在住している外国人が、新たに日本国内企業に就職した場合に限る。

職業紹介事業に関連する法令一覧

職業安定法（以下「職安法」という。）関連

No	法令	内容
1	職安法 第 32 条の 11 第 1 項及び施行規則第 24 条の 3	港湾・建設の職業を紹介してはならない。（※有料職業紹介所のみ）
2	職安法 第 32 条の 3 第 1 項、第 2 項、施行規則第 20 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、附則第 4 項	職業紹介に関し、法定手数料、届出手数料以外に、いかなる名義でもその実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。
3	職安法 第 32 条の 7 第 1 項	所定の項目に変更があった場合は、所定期日内に届け出しなければならない。
4	職安法 第 32 条の 14	事業所ごとに専属する職業紹介責任者を選任しなければならない。
5	職安法 第 32 条の 15	事業所ごとに法定帳簿を作成し、備え付けねばならない。
6	職安法 第 44 条	法第 45 条に規定する場合を除き、労働者供給事業を行ってはならない。
7	職安法 第 51 条第 1 項	業務上知り得た「人の秘密」を他に漏らしてはならない。
8	職安法 第 65 条第 8 号	虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して職業紹介してはならない。
9	職安法 第 65 条第 9 号	労働条件が法令に違反する工場事業場等のために職業紹介してはならない。
10	職安法 第 5 条の 3 第 1 項、第 2 項、施行規則第 4 条の 2	求人者は紹介事業者に対して労働条件等を明示しなければならない。又、紹介事業者は求職者に対して、労働条件等を明示しなければならない。
11	職安法 第 32 条の 13、施行規則第 24 条の 5	紹介事業者は、求人者・求職者から求人・求職の申込みを受理した場合は速やかに、取扱い職種の範囲等を明示しなければならない。
12	職安法 第 51 条第 2 項	業務上知り得た個人情報や求人者等に関する情報をみだりに他に知らせてはならない。

関連法令

No	法令	内容
13	個人情報保護法第 23 条	本人の同意なくして、個人データを第三者に提供してはならない。
14	雇用対策法第 10 条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、年齢差別をしていないか
15	雇用機会均等法第 5 条	募集・採用について、法令で定める以外を除いて、性差別していないか
16	労働基準法 第 24 条 (職安法第 44 条)	雇用主は賃金を労働者に直接支払っているか(間接払いをしている場合は労働者供給事業に該当しないか→項目 6 へ)
17	出入国管理及び難民認定法 第 73 条	外国人の不法就労に関するあっせんをしていないか